

大通達甲（交規）第1号
平成12年 6月20日

簿冊名	例規
保存期間	常用

高速道路交通警察隊長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

災害時における報道関連車両の取扱いについて（依命通達）

報道機関は、災害時において、被害状況の把握とその後の救援活動等に大きな役割を果たしており、「防災基本計画」においても、被災者等への的確な情報伝達活動に果たす役割が明確にされていること等から、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づく「指定地方公共機関」等に指定されているところですが、災害時における報道関連車両の取扱いについては、「緊急通行車両の事前届出・確認手続等要領の制定について」（平成8年1月31日付け大通達甲（交規）第1号）に定めるもののほか、下記により適正な取扱いを行ってください。

なお、「災害時における報道関連車両の取扱いについて」（平成8年11月11日付け大通達甲（交規）第2号）は、廃止します。

記

1 災害発生時の使用を事前に特定できない車両についての事前届出の取扱い

災対法に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関に指定されている報道機関（以下「指定報道機関」という。）が、道路運送事業者等との契約により、日常的に取材用に使用している車両のうち、災害発生時に緊急取材用として使用することを事前に特定できないものについては、登録（車両）番号未決定の形で事前届出を行わせ、災害発生時に標章等を交付する際、実際に使用している車両の登録（車両）番号を標章及び緊急通行車両確認証明書に記載すること。

2 事例届出が行われていない車両についての取扱い

指定報道機関が、災害が発生した場合において、正当な理由により、やむを得ず事前届出が行われていない車両を緊急通行車両として使用するときは、腕章・身分証明書の携帯や社旗の掲出等により、明らかに緊急通行車両と認められる車両に限り、交通検問所等において、速やかに緊急通行車両としての確認手続を行い、暫定的に標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うこと。

なお、この場合における標章の有効期間は短期間（災害の状況等に応じて1～2日程度）とし、有効期間終了後に警察署へ返還させることとなるが、当該車両について、引き続き災害応急対策に従事する旨の申出があった場合は、当該指定報道機関に係る事前届出が行われている車両のうち、標章の交付が行われていないものの台数等を勘案し、緊急通行車両としての要件を満たすものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うこと。

3 他都道府県に赴く車両の取扱い

災対法に基づく通行禁止等が、他の都道府県において行われ、当該都道府県に緊急取材に赴く場合であっても、事前届出が行われている車両のうち、災害地に緊急として赴く必要性が認められるものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うこと。この場合においては、当該通行禁止等を行っている都道府県警察本部に対して、標章の交付数を連絡する必要があるので、交付を行った場合は、交通部交通規制課に連絡すること。

4 新聞等搬送車両の取扱い

災害地に新聞又はロール紙を搬送する車両は、災対法に基づく交通規制の除外車両として取り扱うこと。

(交通規制課規制第二係)